教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により次の免許状は失効した。

平成29年2月6日　山形県教育委員会

1　失効した免許状

(1)　氏名　佐藤　佑一、本籍地　山形県
免許状の種類等、授与年月日、授与権者
①　小学校教諭一種免許状
平24小一第287号、平成25年3月31日
宮城県教育委員会
②　中学校教諭一種免許状（理科）
平24中一第551号、平成25年3月31日
宮城県教育委員会

(2)　氏名　佐藤　彰太、本籍地　山形県
免許状の種類等、授与年月日、授与権者
①　小学校教諭一種免許状
平25小一第1387号、平成26年3月24日
愛知県教育委員会
②　中学校教諭一種免許状（保健体育）
平25中一第2674号、平成26年3月24日
愛知県教育委員会
③　高等学校教諭一種免許状（保健体育）
平25高一第3665号、平成26年3月24日
愛知県教育委員会

2　失効年月日　平成29年1月25日

3　失効の事由
教育職員免許法第10条第1項第2号該当

公示送達

常滑駅周辺土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第77条第2項の規定による建築物等の除却の通知及び照会については、送付すべき場所が確知できないため、同法第133条第1項の規定に基づき、その内容を次のとおり公告する。

平成29年2月6日

常滑駅周辺土地区画整理事業
施行者　常滑市
代表者　常滑市長　片岡　憲彦

1　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　半田市宮本町三丁目204番地3
氏名　山西純一郎

2　通知の内容
(1)　建築物等の除却の通知及び照会
あなたが所有する下記の建築物等は、土地区画整理事業の施行のため、下記期限までに除却していただくことになりましたので通知します。
前記の期限後は、土地区画整理法第77条第7項の規定に基づき、施行者常滑市が除去工事を行うことになりますので、あなたが下記期限までに自ら除却される意思があるか否かを下記期限までに回答して下さい。
以上、土地区画整理法第77条第2項の規定に基づき、通知及び照会します。

(2)　除却を求める建築物等
所在地　常滑市鯉江本町六丁目55番地、53番地
構造及び数量　木造瓦葺2階建　1軒
立木等　1式
建物所有者　山西純一郎

(3)　除却期限
平成29年5月31日

(4)　自ら除却する意志の有無の回答期限
平成29年2月13日

(5)　その他
自ら除却する場合の補償金については、常滑市に問い合わせること。移転完了前に所有者が変わった場合は、新旧所有者連署のうえ、直ちに常滑市へ届け出ること。

教示
この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に愛知県知事に審査請求することができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）
また、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に常滑市を被告として、取消訴訟を提起することができます。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十八年十二月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥いたします。

平成二十九年二月六日
宮城県遠田郡美里町字桜木町一八三番地
宮城くみあい醤油株式会社
代表清算人　大崎　充德

解散公告

当社は、平成二十九年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月六日
仙台市泉区寺岡五丁目一〇番三〇
株式会社ファーストライン
清算人　菅原　孝子

解散公告

当社は、平成二十八年十二月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月六日
茨城県鉾田市鹿田一〇三四番地一
株式会社ＡＬＩＶＩＡ
代表清算人　東野　修次

解散公告

当社は、平成二十八年十二月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月六日
栃木県真岡市久下田一五二一番地三
有限会社ケイズ・ケアー
清算人　河原木利喜男

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月六日
埼玉県吉川市須賀三三八番地一号
株式会社ＢＧＩ平蔵
代表清算人　金子　正吉

解散公告

当社は、平成二十九年一月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月六日
千葉県浦安市東野三丁目三四番七号
合同会社ＮＩＣＥ　ＡＭＥＮＩＴＹ
代表清算人　西山　明宏

解散公告

当社は、平成二十九年一月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月六日
千葉市稲毛区稲丘町一一番一五号
有限会社ジャンボリーボックス
清算人　吉野和香子

解散公告

当法人は、社員総会の決議により平成二十八年十二月二十六日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月六日
東京都西東京市田無町四丁目一一番二号
特定非営利活動法人子育てコラボひまわり
清算人　小牧　智子

解散公告

当社は、平成二十八年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月六日
東京都東久留米市滝山五丁目一番一七号
有限会社総馬
清算人　嶋倉　是博